



平成29年度上半期(4月～9月)の市の財政状況について

市では財政状況の公表を年2回行っています。平成29年度上半期の財政状況(9月30日現在)は次のとおりです。

○一般会計・・・市の基本的な行政運営(住民に広く行う福祉や教育、消防、道路整備など)を行う会計です。

会計名	予算額	収入済額	支出済額
一般会計	285億4125万円	102億5365万円	103億6402万円

○特別会計・・・料金収入などにより特定の事業を行う会計で、国保会計など5つの会計があります。

会計名	予算額	収入済額	支出済額
特別会計	241億9171万円	91億8038万円	94億9677万円

○企業会計・・・特定の事業を行う会計のうち地方公営企業法の適用を受けて独立採算を行う会計です。

		水道事業会計		工業用水道事業会計		下水道事業会計	
		予算額	収入・支出済額	予算額	収入・支出済額	予算額	収入・支出済額
収益的	収入	13億7024万円	6億7203万円	4615万円	1695万円	11億7621万円	8億1841万円
	支出	13億8250万円	6億33万円	4912万円	2238万円	10億9195万円	5億3717万円
資本的	収入	1億1915万円	126万円	3140万円	0万円	6億9724万円	1650万円
	支出	4億8386万円	2億3073万円	4014万円	1933万円	11億6128万円	4億8927万円

詳しくは 財政課 ☎0954-23-9320

武雄税務署からのお知らせ

●平成29年分の確定申告で医療費控除を受けられる方へ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除に関する明細書」を作成し、添付することが必要です。それにより、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありませんが、明細書の内容確認で税務署から領収書の提示等をお願いする場合がありますので、自宅で5年間保管してください。

※明細書は平成29年分から新設されたセルフメディケーション税制用と従来の医療費控除用の2種類がありますのでお間違えのないようにお願いします。

●申告書等を提出される方へ

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、平成28年分以降の申告書にはマイナンバーの記載(申告者ご本人、控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者)が義務付けられています。申告書には確実にマイナンバーの記載をお願いします。

提出する際に、納税者本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

※本人確認書類の例

例1 マイナンバーカード

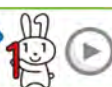
例2 通知カード+運転免許証又は公的医療保険の被保険者証など



国税に関する
マイナンバー制度の
最新情報は

国税庁ホームページのトップページ

社会保障・税番号制度<マイナンバー>
申告書等にはマイナンバーの記載が必要です。



をクリック

マイナンバーカード
って便利♡

詳しくは 武雄税務署 ☎0954-23-2127